

平成22年 月 日

サービス産業統計研究会 中間報告書（案）

はじめに

総務省統計局は、これまで統計の整備が十分でなかったサービス産業を調査対象として、その動向を包括的かつ適時に把握するため、平成20年にサービス産業動向調査（以下「本調査」という。）を創設した。現在、サービス産業を主産業とする全国39,000事業所を対象に、毎月、売上高（収入額）及び従業者数を調査している。

本調査は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、将来の基幹統計化について検討する統計として掲げられており、検討の方向性等では、「調査開始（平成20年7月から）以降3年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。」とされている。

また、本調査は調査開始後間もないことから、調査の実施状況を踏まえつつ、結果数値精度向上の観点から、調査の見直しについて検討する必要がある。

このような状況を踏まえ、サービス産業統計研究会（以下「本研究会」という。）は、本調査について、調査方法、推計方法、欠測値補完方法等の検討を行うことを目的として、平成21年10月に開催して以降、検討を進めている。本報告書は、これまでの本研究会の検討結果を取りまとめたものである。

第1 中間報告書の概要

1 調査方法

費用対効果の観点から、調査員調査を郵送調査に切り替えても回収率の確保が可能かどうかを検証するために、アンケートを実施した。その結果に基づき、郵送調査に切り替えた場合の想定される回収率（以下「想定回収率」という。）を推計すると、35%～85%となる。

本調査の直近（平成21年12月）の回収率は約70%となっているが、それが想定回収率の上限と下限の平均である60%に低下したとすれば、全売上高の約2%が補定値になる。さらに、下限である35%まで低下したとすれば、全売上高の約6%が補定値になる。

こうした分析結果は直近の調査員調査の回収率を前提としているため、結果数値精度維持の観点から、今後の回収率の動向等に留意しつつ、調査員調査を郵送調査に切り替えることについては結論を得ることとする。

2 対象産業

産業「社会保険事業団体」については、売上高の概念がなく調査対象外となっている「金融・保険業」と同様の収支構造を持つことが明らかになったため、調査対象外とする。

3 売上高（収入額）

(1) ネットワーク型産業における売上高（収入額）の取扱い

本調査は事業所単位で調査しているため、事業所ごとの売上高（収入額）を把握することができない場合、便宜上、企業全体の売上高（収入額）を事業従事者数等により傘下の事業所に按分しているが、企業全体の売上高（収入額）を本社の売上高（収入額）とみなし、傘下の事業所の売上高（収入額）はすべて0とすること（以下「本社一括」という。）も考えられる。

しかし、事業所単位の調査を継続する場合、本社一括は、本社が調査対象となるか否かにより、売上高（収入額）が大きく異なり、標本誤差が大きくなることから、現行どおり、事業従事者数等で按分するのが妥当である。ただし、標本設計を見直す段階で、企業単位で調査することを検討することとする。

(2) 労働者派遣業における売上高（収入額）と事業従事者数の取扱い

労働者派遣業では、派遣している人を除いて事業従事者数を把握する一方、売上高（収入額）は派遣している人のサービス提供額も含めることとしている。このため、1事業従事者数当たり売上高（収入額）が過大となるのではないかとの指摘がある。

しかし、サービス産業の動向を的確に把握する観点からは、派遣労働者を派遣先の事業所の生産活動に従事している者として把握すべきであるため、現行どおりとする。

4 公的機関

公的機関（公営事業所）の中には、自衛隊学校や警察学校のように売上高（収入額）という概念が存在しない事業所があり、便宜、年間予算額を各月の売上高（収入額）に按分し記入している。

サービス産業の動向を的確に把握する観点からは、かかる事業所を除外し、売上高（収入額）を把握でき、かつ、公営事業所の数及び売上高（収入額）が多い「鉄道業」、「道路旅客運送業」、「医療業」を調査することが適当である。

5 サービス産業動向指数（仮称）

指数はラスパイレス型数量指数とする。基準年は平成21年平均とし、ウエイトには

売上高（収入額）を使用する。価格指数としては、家計向けには平成17年基準消費者物価指数（以下「CPI」という。）を、企業向けには2005年基準企業向けサービス価格指数（以下「CSPI」という。）の品目又は分類の価格指数を使用する。付加価値ウエイトの代用として、売上高ウエイトを使用することは適切であるとの結論を得た。

今後、長期的な傾向を踏まえて、公表対象の指数値（速報及び確報として公表する指数）について検討する。また、本調査の調査事項を使用した指数系列として、経営組織別指数及び資本金階級別指数並びに中小企業指数の作成も検討する。

さらに、CSPIの定期遡及に伴う指数の遡及訂正方法について、CSPIの確報値と最終の遡及改定値を使用した指数を比較し、改定値を作成・公表する時期を検討する。

6 公表データの補定、推計方法

公表データの補定、推計方法の改善について検討する。

7 標本設計

経済センサス - 基礎調査の結果が利用可能になることに伴い、標本設計について検討し、試算結果を踏まえて結論を出す。その際、通信業などのネットワーク型産業については、売上高（収入額）を事業所ごとに把握するのではなく、企業単位で把握することも検討する。また、新設事業所の取扱いや公営・民営別の結果表章についても検討する。

8 調査実施計画

平成24年以降の調査実施計画について検討する。

第2 サービス産業動向調査の方向性

1 調査方法

(1) 現状

調査方法として、事業従事者数10人未満の事業所には調査員調査を、10人以上の事業所には郵送調査を採用している。

調査開始以降、現時点までの確報回収率（調査月の5か月後）の状況は表1のとおりで、郵送調査、調査員調査ともに目標回収率（最低限）を下回っており、その向上が課題となっている。特に、調査員調査の回収率が、予想外に低迷している（平成21年5月まで郵送調査の回収率を下回っていた）。

国の指導の下、受託者において、調査員の追加投入、調査員への研修会の開催、調査員用の対応マニュアルの作成等様々な措置を講じているほか、国においても、受託者による依頼だけでは調査協力が得られない企業等への対応として、業界団体や調査対象企業を直接訪問するなどして調査への協力を求めている（これまでに訪

問した業界団体数：約100団体、企業：約60企業）ところであり、引き続き受託者と協力しつつ、回収率向上の取組を進めていくことが必要である。

表1 確報回収率（調査月の5か月後現在）

		郵送調査	調査員調査
20年	7月分	66.4%	—
	8月分	64.3	—
	9月分	64.4	—
	10月分	62.9	55.1%
	11月分	63.0	56.4
	12月分	62.5	56.2
21年	1月分	62.4	49.5
	2月分	63.1	51.2
	3月分	63.3	51.5
	4月分	63.4	52.2
	5月分	63.8	59.9
	6月分	64.0	66.6
	7月分	63.5	66.8
	8月分	63.0	70.0
	9月分	63.2	69.7
	10月分	63.3	72.5
	11月分	62.5	72.7
	12月分	63.7	72.4
目標回収率（最低限）		65 %	80 %

（2）今後の方向性

（1）の状況を踏まえ、費用対効果の観点から事業従事者数10人未満の事業所に対しても郵送調査を導入することを検討することとし、この検討のために、調査員調査を郵送調査に切り替えても回収率の確保が可能かどうかを検証するためのアンケートを実施した。アンケートの結果に基づき、調査員調査を郵送調査に切り替えた場合に想定される回収率を推計し、郵送調査への切替えの影響について検討した。

ア 郵送調査と調査員調査の対象範囲の検討に係るアンケートの結果

アンケートは、調査員調査の調査事業所で、統計調査に回答した事業所（以下「調査回答事業所」という。）及び回答しなかった事業所（以下「調査非回答事業所」という。）それぞれ700事業所を対象にした。調査回答事業所については343事業所（49.0%）から、調査非回答事業所については136事業所（19.4%）から協力を得た。

「郵送で実施した場合、回答するか」については、「回答する」という回答が、無回答を除き、調査回答事業所では87.4%、調査非回答事業所では79.2%と多数を占めた（アンケートの結果の詳細は参考資料のとおり<略>）。

イ 郵送調査に変更した場合の想定回収率

想定回収率の推計において、アンケートに協力的な事業所（以下「アンケート協力事業所」という。）については、アンケートの結果をそのまま活用できる。しかし、アンケートに非協力的な事業所（以下「アンケート非協力事業所」という。）については、アンケートの結果をそのまま活用できないことから、郵送調査に回答する割合を仮定する。

「アンケート非協力事業所は、郵送調査に全く回答しない」と仮定（仮定①）すれば、想定回収率は35%となる。一方、「アンケート非協力事業所は、アンケート協力事業所と同じ割合で郵送調査に回答する」と仮定（仮定②）すれば、想定回収率は85%となる。

ウ 郵送調査への切替えの影響及び今後の方向性について

イの仮定①及び②に基づく想定回収率35%、85%は、それぞれ想定回収率の下限、上限になると考えられる。

調査員調査の調査事業所の売上高が全売上高に占める割合に着目すると、その割合は17%程度と小さい。このため、本調査の直近（平成21年12月）の回収率約70%が、想定回収率の上限と下限の平均である60%に低下したとすれば、全売上高の約2%が補定値になる。さらに、下限である35%まで低下したとすれば、全売上高の約6%が補定値になる。

こうした分析結果は直近の調査員調査の回収率を前提としていることから、結果数値精度維持の観点から、今後の回収率の動向等に留意しつつ、調査員調査を郵送調査に切り替えることについては結論を得ることとする。

なお、郵送調査へ切り替えることになった場合には、効果的な督促方法について検討することとする。

2 対象産業

(1) 現状

本調査では、「金融・保険業」について、売上高（収入額）の概念がなく、他のサービス産業と異なる性質を有するため、調査対象外としている。

現在、産業「社会保険事業団体」¹については、調査対象としているが、売上高（収入額）に年金支給の原資等になる掛金が含まれていることから、「金融・保険業」と似た収支構造を持つことが明らかになった。

¹ 「社会保険事業団体」は、大分類「医療、福祉」に含まれる小分類であり、健康保険組合、公務員共済組合、国民年金基金、厚生年金基金、企業年金基金、社会保険事務所等が含まれる。

(2) 今後の方向性

「社会保険事業団体」は、「金融・保険業」と同様、調査対象外とする。

なお、国民経済計算上、「社会保険事業団体」は別途社会保障基金として推計されており、調査対象外としても問題ない。

3 売上高（収入額）

(1) 現状

ア ネットワーク型産業における売上高（収入額）の取扱い

本調査は事業所単位で調査しているため、事業所ごとの売上高（収入額）を把握することができない場合、便宜、企業全体の売上高（収入額）を事業従事者数等により傘下の事業所に按分している。

イ 労働者派遣業における売上高（収入額）と事業従事者数の取扱い

労働者派遣業では、派遣している人を除いて事業従事者数を把握する一方、売上高（収入額）は派遣している人のサービス提供額も含めることとしている。このため、1事業従事者数当たり売上高（収入額）が過大となるのではないかとの指摘がある。

(2) 今後の方向性

ア ネットワーク型産業における売上高（収入額）の取扱い

事業所ごとの売上高（収入額）の把握については、企業全体の売上高（収入額）を本社の売上高（収入額）とみなし、傘下の事業所の売上高（収入額）はすべて0とすることも考えられる。しかし、事業所単位の調査を継続する場合、本社は、本社が調査対象となるか否かにより、売上高（収入額）が大きく異なり、標本誤差が大きくなることから、現行どおり、事業従事者数等で按分するのが妥当である。ただし、標本設計を見直す段階で、企業単位で調査することを検討することとする。

イ 労働者派遣業における売上高（収入額）と事業従事者数の取扱い

労働者派遣業における事業従事者数の取扱いについては、労働者派遣の対価を売上高（収入額）に含めることから、派遣元の事業所に含めるとの考え方もある。

しかし、サービス産業の動向を的確に把握する観点からは、派遣労働者を派遣先の事業所の生産活動に従事している者として把握すべきであるため、現行どおりとする。

4 公的機関

(1) 現状

公的機関（公営事業所）の中には、一般の産業と同様に、その行う業務により（「公務」ではなく）それぞれの産業に分類される事業所²がある。現在、本調査においては、それらの動向も含めてサービス産業の実態を幅広く把握するため、対象産業に該当する場合は公営事業所も調査対象としている。

しかし、公営事業所の中には、自衛隊学校や警察学校のように売上高（収入額）という概念が存在しない事業所があり、便宜、年間予算額を各月の売上高（収入額）に按分し記入している。

他方で、民営事業所と同じ収支構造をもち、売上高（収入額）を把握できる事業所がある。

(2) 今後の方向性

公営事業所については、サービス産業の動向を的確に把握する観点から、売上高（収入額）を把握でき、かつ、公営事業所の数及び売上高（収入額）が多い産業を調査することが妥当である。

この考え方により、現時点のデータに基づき、該当する産業を列挙すると、「鉄道業」、「道路旅客運送業」、「医療業」となる。これらの産業に分類される事業所は、引き続き調査対象とすることが適当である。ただし、これは現時点のデータに基づく結果であり、今後蓄積されるデータ等に基づく検証が必要である。

さらに、民営事業所のみの実態を把握するためにも、また、他国との比較のためにも、標本設計を見直す際には、民営・公営別の表章が可能となるよう検討すべきである。

5 サービス産業動向指数（仮称）

(1) これまでの検討状況

売上高（収入額）は物価変動の影響を受けるため、売上高（収入額）を価格指数でデフレートすることで物価変動の影響を取り除き、数量ベースでの変化を把握することを目的とし、月次のサービス産業動向指数（仮称）（以下「指数」という。）

・ 鉄道、地下鉄	・ 保育所	・ 河川・土木・港湾	・ 公園
・ バス	・ 老人ホーム	道路事務所	・ スポーツ施設
・ 駐車場	・ 職業訓練学校、自衛隊	・ 研究所	・ 体育館
・ 国民宿舎	学校、警察学校	・ 浴場	・ テニス場
・ 病院	・ 公民館	・ 駐輪場	・ 廃棄物処理場
・ 診療所	・ 図書館	・ 火葬場	・ 集会場
・ 保健・福祉センター	・ 博物館、美術館		など

の作成を検討している。

「サービス産業動向調査利用研究会」（平成20年7月22日から平成21年5月12日開催）において、次の結論を得ている。

価格指数としては、家計向けにはCPIを、企業向けにはCSPIの品目又は分類の価格指数を使用する。

指数はラスパイレス型数量指数とする。基準年は平成21年平均とし、ウェイトには売上高（収入額）を使用する。

本研究会において、付加価値ウェイトの代用として、売上高ウェイトを使用することは適切であるとの結論を得た。

（2）今後の方向性

ア 総合指数及び大分類指数の速報値と確報値の差の検証

本調査及びCSPIの速報値・確報値の違いで指数に大きな差が出る場合、指数の速報値を公表すべきではないと考えられるため、差の検証を行ったところ、平成21年9月分から11月までの試算結果からは、公表対象の指数値として次のことが考えられる。

- ・速報： 総合及び大分類に関する事業従事者総数の結果
- ・確報： 総合及び大分類に関する事業従事者規模別の結果

しかし、速報値と確報値の差は、長期的な傾向を踏まえて判断すべきことから、検討を続ける。

イ 中分類指数の公表の検討

平成21年9月から11月までの試算結果からは、次のことが考えられる。

- ・速報： 公表すべきではない
- ・確報： 時系列分析を続け、適切と考えられる場合に公表する

しかし、上記のとおり、時系列分析を続ける。

ウ 本調査の調査事項を使用した指数系列の検討

経営組織別指数及び資本金階級別指数については、基準時に対する各月の総事業所数の変化率が大きく、売上高合計を使用して指数化することは難しいと考えられる。そこで、1事業所当たり売上高（収入額）又は1事業従事者数当たり売上高（収入額）から指数を作成すべきか検討する。また、中小企業指数の作成も検討する。

エ CSPIの定期遡及に伴う指数の遡及訂正方法

CSPI の定期遡及訂正に伴う指数の改定は必要と考えられる。そのため、CSPI の確報値と最終の遡及改定値を使用した指数において比較を行い、指数利用者の利便性を踏まえた上で、改定値を作成・公表する時期を検討することが必要である。また、指数の公表時期は、平成 21 年のすべての月に対する CSPI の定期遡及訂正が完了する平成 23 年 4 月以降が望ましい。

オ その他

公表に当たっては、以下の措置を講じることを検討する。

- ・ 指数を見る上での留意点として新設率等の情報を掲載すること
- ・ 季節調整値ではないことから、利用上の注意を明示すること

6 公表データの補定、推計方法

(1) 現状

本調査では、標本として抽出された調査事業所の値（調査結果）に、抽出率の逆数（ウェイト）を乗じることによって、母集団の推定を行っている。

集計時点で調査票が回収できない調査事業所については、調査事業所の値を補定することにより対応し、調査票を回収することができた事業所の代表性を高める等のウェイト調整は行っていない。未回収結果の補定は、前月の情報がない 1 か月目は回帰式、前月の情報がある 2 か月目以降は変化率により行っている。

(2) 今後の方向性

公表データの補定、推計方法の改善について検討する。

7 標本設計

(1) 現状

母集団は、平成18年事業所・企業統計調査名簿を使用している。事業従事者数10人以上の事業所は、産業、事業従事者規模別層化抽出により、事業従事者数10人未満の事業所は産業、地域別抽出によりそれぞれ抽出し、全体で約39,000事業所を抽出している。

標本抽出は日本標準産業分類（平成14年3月改定）、結果表章は日本標準産業分類（平成19年11月改定）と産業分類が異なっている。また、実査において、新設の調査事業所の把握は行っていない。

(2) 今後の方向性

経済センサス基礎調査の結果が利用可能になることに伴い、標本抽出と結果表章の産業分類をそろえる。さらに、標本設計について検討し、試算結果を踏まえて

結論を出す。

その際、通信業などのネットワーク型産業については、売上高（収入額）を事業所ごとに把握するのではなく、企業単位で把握することも検討する。また、新設事業所の取扱いや公営・民営別の結果表章についても検討する。

8 調査実施計画

平成 24 年以降の調査実施計画について検討する。